

別表十四（二）付表の記載の仕方

1 この明細書は、公益社団法人又は公益財団法人が令第73条の2第1項《公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「公益目的事業に係る特定費用準備資金の明細及び当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額の計算」の各欄は次により記載します。

(1) 当期が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「公益認定法規則」といいます。）第18条第1項《特定費用準備資金》に規定する特定費用準備資金を積み立てることとされた期間（以下「特定費用準備資金積立期間」といいます。）の末日を含む事業年度である場合にあっては、

「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}$ 」²⁸ は、

「 $\frac{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}$ 」²⁸

として記載します。

(2) 当期が特定費用準備資金積立期間の末日を含む事業年度後の事業年度である場合にあっては、「当期積立基準額の計算」の各欄及び

「当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額」³⁰
（㉓と㉔のうち少ない金額）

は、記載を要しません。

3 「公益資産取得資金の明細及び当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額の計算」の各欄は次により記載します。

(1) 当期が公益認定法規則第22条第3項第3号《遊休財産額》に掲げる資金を積み立てることとされた期間（以下「資産取得資金積立期間」といいます。）の末日を含む事業年度である場合にあっては、

「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}$ 」⁴⁰ は、
「 $\frac{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}$ 」⁴⁰

として記載します。

(2) 当期が資産取得資金積立期間の末日を含む事業年度後の事業年度である場合にあっては、「当期積立基準額の計算」の各欄及び

「当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額」⁴²
（㉖と㉗のうち少ない金額）

は、記載を要しません。